ないなどの市民の方から

のご意見、ご要望をいた

調教室へのエアコン設置



日本共産党 教育委員会改悪と学校教育 本 山 修

問地方教育行政法が改定 **警教育長**※ 載されれば、教育委員会 関し首長判断で大綱に記 されたが教科書採択など の独立性が保たれるのか。 教育委員会の専権事項に 新制度にお

関する専門的な事項につ いては、明確に教育委員

教科書採択などの教育に

づけられている。また、 した執行機関として位置 いても教育委員会は独立

ていく。 定するものと認識し、教 委員会と協議、 とした上で、首長が教育 では、教育委員会と首長 保を重点に動向を注視し 育の政治的中立性等の確 の職務権限は変更しない 育会議にて策定する大綱 づけられている。総合教 会の職務権限として位置 調整し策



日本共産党 今 野 英 子

19

普通教室にエアコン設置を

問子ども達の健康や学ぶ 管市長※ 小中学校の普 小中学校の普通教室への 環境を整えていくため、 たちが集中して勉強でき さが増しており、子ども 通教室へのエアコン設置 するべきだと考えるが エアコン設置を早期決断 については、ここ数年暑 を認識している。

市長の見解を伺う。

剛人間らしく働ける雇用 鋭意検討していきたい。 政状況を見極めながら、 市の施策の優先順位や財 額の費用が見込まれる。 置方法にかかわらず、多 校の普通教室へエアコン を設置するとなると、設 だいており、その必要性 限られた予算の中で本 しかしながら、小中学

18

日本共産党 Ш П 知 子

20

商店版リフォーム助成を

問商業の活性化のために 課題であると考える。 性化を図る上でも重要な 化については、地域の活 事業」を実施できないか。 購入に対して補助する 老朽化の店舗改装や備品 そのため、中小企業や 商店版リフォーム助成 検討していきたい。 施状況等を調査するなど 況であるが、今後、他市 どに対する補助を行い、 の助成制度について、 活性化を支援している。 実施する販売促進事業な を創設するのは難しい状 高崎市と同様の助成制度 厳しい財政状況の中で

19 中小企業振興策

制度の創設などの支援を

商店に対する低利な融資

飅高齢期も安心のまちを

行うとともに、商店街が

日本共産党 柿 田 有

21

間原発事故の放射能汚染 今後の市の対応は。 摘し抗議すべきと思うが で売れ残った茶葉が市民 いた。関係者に問題を指 に知らされず保管されて なく、決定された後知

督市長※ 当課へ保管場所の相談は することにした。本市担 決まるまで一時的に保管 売れ残った暫定規制値を 対策協議会が処分方法を 下回るお茶を狭山茶振興 風評被害等で **၁カラ 関名細の歴史文化活かし | 顔放射能から市民を守る**

市の態度を明確に示すべき

安全であれば説明は不要

を検討させたいと考える 報交換できる体制づくり 健康に関する情報が入っ 搬出完了の確認をした。 期の適切な対応を要請し、 明責任を果たすこと、早 された。市は協議会に説 るよう指示し、他市と情 た場合、速やかに報告す 今後は、市民の生活や 問風評被害を受けて販売 **管市長** 担当課からの報 議会が処分方法が決まる 害があり売れなくなった 告によると、当時風評被 の見解は! ていた事について、市長 が市内の倉庫に保管され できなかった茶葉5百t お茶を狭山茶振興対策協

> 速やかに報告するよう指 る情報が入った場合には 告となっていた。今後は るようなものではないと 安全性が確保されている 規制値以下のものであり 市民の生活や健康に関す の判断で、部長までの報 ことから、特に問題とな



民主党 早急に対策を! 山 根 史 子

22

含市民部長 間被害に遭われる方の傾 ラシ作成等を行い、4月 に実施している。 意喚起をする等、 各課が家庭訪問の際に注 としては、注意を促すチ 取組についての市の見解 の親に注意を呼びかける 力頂き定期的に子が高齢 自治会やPTA等にご協 向として70代女性が多い には庁内会議を設置し、 本市の対策 全庁的

> とは、振り込め詐欺防止 直接注意を呼びかけるこ 孫が高齢の親に定期的に

提案のように、子供や

の上で最も効果的な対策

実

民主党 山 木 綾 子

23

| 簡保育の質について

聞土曜授業の是非

聞オレオレ詐欺等の

要請していきたい。

かけをしてもらえるよう 機関に、そういった呼び 自治会等の各団体や関係 と考える。市としては、

まで、一時的に保管して いたものと聞いている。 当時は、検査を行って させたいと考える。 できる体制づくりを検討

他市との情報交換

に選任しました。 吉田光雄議員を委員

委員に欠員が生じたた 会委員の選任について

川越市議会運営委員

より辞任願が提出され、 れを許可しました。 6月3日三浦邦彦委員 会委員の辞任について 川越市議会運営委員

より辞任願が提出され れを許可しました。 5月9日山根史子委員 会委員の辞任について 会委員の選任について 川越市議会運営委員

川越市議会運営委員



副委員長 委 委 委 委 委 委 おり決まりました。 6月25日全委員が辞任 会委員の構成について 員 新たな構成が次のと 川越市議会運営委員 員員 員 員 員 倉嶋 小ノ澤 石 髙 吉 柿 片 吉 野 田 野 田 美恵子 広 郁 光 有 哲也 明剛雄 隆 惠

うとするものです。

長で構成する常任委員会 び各常任委員会正副委員 ことを目的に、 委員会を円滑に運営する 正副委員長会議を設けよ 今回 の一部を改正する規則 を定めることについて 川越市議会会議規則 の改正は、 -原案可決--副議長及 各常任

に選任しました。

委員に欠員が生じたた

片野広隆議員を委員

請願第3号

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

委 委

員員員

近

芳

宏

一採択—

提出者 川越市大字小中居316-8 川越市聴覚障害者協会 会長 川村 千裕

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言 語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケ ーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。 2006 (平成18) 年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明 記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011(平成23)年8月に成立した 「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための 手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対 等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使 え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現すること が必要であると考える。

よって川越市議会は、政府と国会が左記事項を講ずるよう強く求めるものである。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で 学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手 話言語法(仮称)」を制定すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

川越市議会